

令和4年度 第5回中区協議会

会議資料

【協議事項】

- ア いわゆる「ごみ屋敷」に関する条例の制定について
- イ 令和5年度予算編成に対する区重点提案事業について
- ウ 令和4年度中区地域力向上事業（助成事業）の提案について
- エ 中区協議会推薦会の設置について

令和4年8月24日開催

中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和5年度予算編成に対する区重点提案事業について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>市では、翌年度の予算編成に向けて、区協議会をはじめとする地域の皆様から意見・要望を伺い、本庁・区役所間の予算・政策等に係る情報共有及び協議調整を行う制度として、「区重点提案事業制度」があります。</p> <p>この制度に基づき、先月開催の区協議会で、委員の皆様の意見を伺うとともに、中区各課からも意見聴取を行い、中区として11事業を本庁所管課に対して区重点提案事業として提出するものです。</p>
対象の区協議会	中区 区協議会
内 容	令和5年度予算編成に対する区の重点提案事業を別紙のとおりとし、本庁所管課の方向性（課題に対する考え方、予算要求の有無等）を聴取するもの。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和5年度予算編成に対する区重点提案事業一覧

No.	事業名	課題	事業内容	所管課	緊急性	提案課	その他
1	北部水泳場 流水プール用起流ポンプ (A) 取替工事	・ (A) (B) 2台ある既存ポンプ (1996年製) は、設置より26年経過しており、腐食及び老朽化が激しく、(A) は架台が健全であるが本体が故障、(B) はかろうじて稼働しているが、いつ故障してもおかしくない状態である。現在流水プールとしての運営を続けるためには不安定な状態であり、(A) (B) ともに稼働不能となれば、年間の売上げの7割を占める夏季営業に大きな影響を及ぼすため、緊急に工事を行う必要がある。 なお、ポンプ及び架台は特注であり、納期には13ヶ月程度必要となる。	起流ポンプ、架台取替工事	スポーツ振興課	A	中区・まちづくり推進課	納期に13ヶ月かかることから、R6年6月末屋外プールオープンに合わせてR5年度からR6年にかけて工事を行う。
2	学習等供用施設「和泉会館」 防音サッシ・ドア改修工事	・ 「和泉会館」は昭和45年3月に竣工し、53年が経過している。経年劣化による戸車の破損により窓サッシの開閉が困難なうえ、空調の効きが悪いことから熱中症等の健康被害が懸念されている。防音窓締め付ハンドルの破損等不具合箇所が多数あることや、避難口ドアについてはシリンダー錠が破損しており、非常時に開錠できないことから避難に問題があるとともに人命にかかわる重大な問題となっている。 また、避難口ドアについては、その必要性から常時開錠しているため、防犯上の問題もある。以上のことから早急な改善を要する。 なお、当館の空調にかかる修繕工事については、防衛庁補助金の採択に向けて現在調整中である。	防音窓サッシ・ドア改修工事 ※工事費用の地元半額負担の同意を得ている。	創造都市・文化振興課	A	中区・まちづくり推進課	施設を管理する自治会から改修工事の要望書を受理した。
3	クリエート浜松 受電設備変圧器改修工事	・ クリエート浜松6階電気室の受電設備のうち、一般動力盤2台、非常保安動力盤1台、非常保安照明盤1台、調光照明盤2台、一般照明盤3台、業務用蓄熱動力盤1台は製造から34年以上経過し、更新推奨時期を過ぎており、経年劣化により感電や電気火災等事故に至る恐れがある。また、部品が故障すると停電し、復旧に時間を要するため、故障する前に取替が必要である。	受電設備変圧器改修工事	創造都市・文化振興課	A	中区・まちづくり推進課	令和4年度当初予算要求するが予算内示なし
4	北部協働センター空調改修工事	・ 北部協働センターの空調は、平成11年大規模改修時から使用しており、部品の製造が終了した。今後エアコンが壊れた場合に既存のエアコンを壊し、そこから部品の移設をしなければいけないため、故障が続いた場合にはエアコンの利用が出来ない部屋が生じる状態となる。 そのような中、今年度、第3会議室、第4・5講座室系統の空調が故障し、至急修繕する必要が生じたため、本要求部分のうち当該部分を令和4年度予算（急施工事）に修繕を行う予定である。	協働センター全体の空調改修工事	市民協働・地域政策課	A	中区・まちづくり推進課	第3会議室、第4・5講座室分については急施工事（個別空調）にて対応している
5	南部協働センター 自動火災報知設備等改修工事	設置から35年が経過し、故障時に必要な代替部品の製造が終了しているため、修繕が出来ない。火災報知設備は緊急時に機能しないことは許されず、管理上大きな責任問題となることから、早急に更新工事が必要である。	自動火災報知設備改修工事 非常放送設備改修工事 非常誘導灯LED化工事	市民協働・地域政策課	A	中区・まちづくり推進課	
6	県居協働センター体育館 外壁改修工事	・ 開館から33年が経過し、外壁パネル・サッシ部のシーリングの劣化の進行、外壁クラックの発生など、放置すると雨水の侵入により被害が拡大し、修繕費用も高額となることから、早急に修繕する必要がある	外壁改修工事	市民協働・地域政策課	B	中区・まちづくり推進課	

7	学習等供用施設「葵西会館」 照明改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・「葵西会館」は、昭和60年に建築後36年が経過しており、建物の経年劣化は進行している。特に照明器具の老朽化は著しく、不具合による修繕も頻繁になったため、全面的に照明器具をLED照明に更新するよう、施設を管理する葵西自治会からの要望書も提出された。 施設の良好な管理運営のため、早急に改修を実施したい。 	屋内照明灯のLED化工事 ※工事費用の地元半額負担の同意を得ている。	創造都市・文化振興課	A	中区・まちづくり推進課	
8	クリエート浜松 トイレ和洋リモデル工事	<ul style="list-style-type: none"> ・クリエート浜松は、高齢者サークルの展示会や幼稚園、保育園の音楽発表会など、日頃から多々利用されている施設であるが、開館から30年以上経過し、各種設備・機器等は経年により老朽化している。トイレについては、一部の女子トイレは和式から洋式に改修済みであるが、施設全体では44カ所のうち未改修の和式が21カ所あり、高齢者や子供では使用するのが難しく、子供の発表会などでは洋式トイレを待つ列で混雑する状況も見受けられる。現在は洋式トイレが主流であり、UDの観点からも早急に和式から洋式へ改修する必要がある。 ・令和2年2月25日付「市長へのご意見箱」で要望あり。 ・令和3年6月指定管理者選定会議で委員から改修要望あり。 ・区協議会委員から提案されている。 	和式トイレから洋式トイレへのリモデル工事（21カ所）	創造都市・文化振興課	A	中区・まちづくり推進課 中区・区振興課（区協議会委員提案）	
9	浜松復興記念館 トイレ和洋リモデル工事	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松復興記念館は土地区画整理事業の完成を記念して、戦災からの復興記録と市民生活、文化及び町並みの変遷を後世に伝えるために建設された施設である。 ・日頃から小学校を中心とした地域学習活動により多くの小学生等が観覧しているが、開館から34年が経過した現在も男女のトイレがすべて和式であるため、高齢者や子どもでは使用が困難で、洋式トイレがある多目的トイレが順番待ちで混雑する状況にある。 ・現在は洋式トイレが主流であり、UDの観点からも早急に和式から洋式へ改修する必要がある。 ・令和3年6月指定管理者選定会議で委員から改修要望あり。 ・区協議会委員から提案されている。 	和式トイレから洋式トイレへのリモデル工事（5カ所）	創造都市・文化振興課	A	中区・まちづくり推進課 中区・区振興課（区協議会委員提案）	
10	いきいきプラザ中央 空調・換気設備改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・板屋町にあるいきいきプラザ中央には中央保健福祉センター・ふれあい交流センターいたや・1F東側事務スペースが入所していて、それぞれ中区健康づくり課・中区長寿保険課・企画課が所管しており、3課共同で施設の管理を行っている。当該施設は築21年を経過し老朽化により様々な設備に不具合が生じ始めている。空調・換気設備についても、各スペースごとに空調設備が設置されている個別空調方式となっているが、異音・振動の発生が多くみられ、定期点検の際にも設備の更新が指摘事項として挙げられている。 耐用年数15年をゆうに超えており、故障の危険性が年々高まっている現状を鑑み、空調・換気設備の更新を行うものである。当該施設は今後も長期に渡り使用が見込まれ、また施設の性質上、高齢者や妊産婦、幼児等の利用が多く、夏場や冬場のピーク時での空調設備の故障は重大事案につながりかねない。また緊急時には特別な配慮が必要な方を受け入れる福祉避難所に指定されており、早急に計画的な更新を行う必要に迫られている。 	空調・換気設備改修工事	高齢者福祉課 健康増進課	A	中区・長寿保険課 中区・健康づくり課	新型コロナウイルス感染症の影響で製品が正常に入荷しないことも考慮して令和5・6年の2年間の継続事業として行う。
11	北部市民サービスセンター 空調設備改修工事事業	<ul style="list-style-type: none"> ・北部市民サービスセンターの空調設備は設置から29年が経過しており、定期点検でも老朽化が指摘されている。令和2年の冷媒HCFCの生産終了により、故障した場合の修繕対応も不可能である。空調が使用できなくなった場合、サービスセンター業務を中断しなければならないことも予想され、計画的な更新工事が必須である。また、新設予定の空調設備は省電力性が向上しているため、電気料を抑え、温室効果ガスの排出削減も可能である。 北部市民サービスセンターでは、令和3年度にマイナンバー関連手続き業務を開始し、令和4年度にはキャッシュレス決済、書かない窓口の導入を予定している。戦略計画2022の重点戦略に位置付けられている「マイナンバーカードの利便性向上等を通じた普及率向上」のための拠点として、利用頻度が高まることが予想され、空調の更新工事を行うことで、安定した市民サービスの提供を図りたい。 	市民サービスセンター空調設備改修工事 1 既存機器の撤去工事 2 新設機器の取付工事	市民生活課	A	中区・区民生活課	工事予定期間は3日間程度を予定。秋などの空調を使用しない期間に実施する。
12	浜松復興記念館照明LED化工事	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年建築で33年以上を経過し、2階会議室（多目的スペース）及び和室2室あるが、照明が暗い。展示室についても、展示内容から照明をもう少し明るくした方がよい。 		中区・まちづくり推進課		中区・区振興課（区協議会委員提案）	カーボンニュートラル推進事業本部の「再エネ省エネ推進事業」にて、令和4年度中にLED化予定

令和5年度予算編成に対する区の重点提案事業(中区)案

No.	事業内容	緊急性	区所管課	本庁所管課	備考
1	北部水泳場流水プール用起流ポンプ(A) 取替工事	A	中区・まちづくり推進課	スポーツ振興課	
2	学習等供用施設「和泉会館」防音サッシ・ドア改修工事	A	中区・まちづくり推進課	創造都市・文化振興課	
3	クリエート浜松 受電設備変圧器改修工事	A	中区・まちづくり推進課	創造都市・文化振興課	
4	北部協働センター空調改修工事	A	中区・まちづくり推進課	市民協働・地域政策課	
5	南部協働センター自動火災報知設備等改修工事	A	中区・まちづくり推進課	市民協働・地域政策課	
6	県居協働センター体育館外壁改修工事	B	中区・まちづくり推進課	市民協働・地域政策課	
7	学習等供用施設「葵が丘会館」照明器具LED化工事	A	中区・まちづくり推進課	創造都市・文化振興課	
8	学習等供用施設「葵西会館」照明改修工事	A	中区・まちづくり推進課	創造都市・文化振興課	
9	クリエート浜松 トイレ和洋リモデル工事	A	中区・まちづくり推進課	創造都市・文化振興課	
10	浜松復興記念館 トイレ和洋リモデル工事	A	中区・まちづくり推進課 中区・区振興課 (区協議会委員提案)	創造都市・文化振興課	
11	いきいきプラザ中央 空調・換気設備改修工事	A	中区・長寿保険課 中区・健康づくり課	高齢者福祉課 健康増進課	
12	北部市民サービスセンター空調設備改修工事	A	中区・区民生活課	市民生活課	
13	浜松復興記念館照明LED化工事	—	中区・区振興課 (区協議会委員提案)	—	CN推進事業 本部のR5事業 にて対応

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	いわゆる「ごみ屋敷」に関する条例の検討について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が居住する建物においてごみなどの物品が堆積し、いわゆる「ごみ屋敷」となることで周辺の生活環境に悪影響を及ぼす事例がある。 ・「ごみ屋敷」の形成には、生活上の課題を抱えた住民が関連するケースが多く、解消にあたっては清掃などの手段だけでなく、生活上の課題への福祉支援が必要となる。 ・現状、法制度は整備されておらず、立入調査や指導・勧告等を行う根拠がないため、条例を定めて対応している自治体が存在する。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年7月時点で、市に相談があり、未解決の「ごみ屋敷」が11件ある。 ・市役所内での「ごみ屋敷」対応が統一されていなかったため、令和4年5月にごみ屋敷対策マニュアルを整備し、情報共有から実際の対応を連携して行う体制を整備した。 				
対象の区協議会	全ての区の協議会				
内 容	<p>「ごみ屋敷」問題解消のため、条例の制定を検討している。問題解消にあたっては地域住民の皆様の協力も重要なため、取組の方針や条例素案について説明し、意見を聴取するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ屋敷」条例の対象について ・支援を中心に据える取組の方針について ・「ごみ屋敷」解消に向けた取組みに当たって、地域住民の皆様にご協力いただきたいことについて 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	条例制定の方針が決定した場合、11月頃にパブリックコメントを実施する予定。				
担当課	環境政策課	担当者	辻 昌孝	電話	453-6146

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

住居における物品の堆積による不良な状態（いわゆる「ごみ屋敷」）に関する条例の検討について

環境政策課

1 現状と課題

(1) 社会課題としての「ごみ屋敷」

- ・現に人が住んでいる建物において、ごみなどの物品が堆積し、不良な状態（以下「ごみ屋敷」という。）となることで周辺的生活環境の悪影響を及ぼす事例がある。「ごみ屋敷」に対する法制度はなく、自治体に相談が寄せられても解決が困難となっている。
- ・類似の問題として「空家」の問題があるが、こちらは「空家等対策の推進に関する特別措置法」があり法制度が整備されている。一方、「ごみ屋敷」は法制度が整備されておらず、また、人が住んでいる以上、財産権等の基本的人権の侵害が大きな問題となり得ることも課題となる。
- ・「ごみ屋敷」の原因者には、高齢者などの生活上の課題を抱えている者が多い。このような場合には、清掃などの物理的な改善を促すのみでは根本的な問題解決にはならず、福祉的な側面からのアプローチも必要となる。また、行政だけが対応するのではなく、地域の住民や関連団体との連携も必要となる。

(2) 市域内の「ごみ屋敷」の状況

- ・令和3年7月に実施した市内調査では、市に相談が寄せられたが、その時点で未解決である「ごみ屋敷」が15件あることが分かった。これら「ごみ屋敷」の原因者には、高齢者など生活上の課題を抱えている者が多い。
- ・令和4年7月時点で、上記15件のうち5件については「ごみ屋敷」の状態が解消している。令和4年度に新たに相談が寄せられた案件が1件あり、計11件の「ごみ屋敷」を環境政策課として把握している（表1参照）。

表1 市内の「ごみ屋敷」の状況

(物の堆積で生活環境が損なわれている案件で、市に相談があり、かつ、調査時点で未解決の案件)

No.	建物の種類	物の堆積がある場所			原因者の年齢層等	相談等を受け付けた課
		屋内	屋外（敷地内）	屋外（敷地外）		
1	一軒家	-	○	○(道路/水路)	(不明) 夫婦・子	区・まちづくり課
2	一軒家	○	○	-	80歳以上の親 50歳代の子	区・長寿保険課
3	一軒家	○	○	-	60歳代	区・長寿保険課
4	一軒家	-	○	○(道路)	60歳代	環境保全課
5	一軒家	○	○	-	70歳代	区・長寿保険課
6	一軒家	○	○	○(道路)	80歳以上	区・区振興課
7	一軒家	○	○	-	(推定)80歳以上	区・区振興課
8	一軒家	○	○	○(道路)	80歳以上	区・長寿保険課
9	一軒家	-	○	○ (道路/農地/空地)	60歳代	産業廃棄物対策課 農業委員会 区・まちづくり推進課 区・長寿保険課
10	一軒家	-	○	-	70歳代	区・まちづくり推進課
11	一軒家	○	○	-	50歳代	区・区振興課

(3) これまでの市の対応と課題

- ・ これまでは、「ごみ屋敷」に関する市民からの相談に対し、様々な課が相談を受けていたが（表1参照）、市内での対応方法が統一されておらず、他課との情報共有や連携が十分でなかった。
- ・ 令和4年5月にごみ屋敷対策マニュアルを作成し、情報共有から実際の対応（支援・指導等）までを市内で連携して実施するように体制を整備した（図1参照）。
- ・ 一方で、「ごみ屋敷」によって周辺住民の快適な生活環境に支障が生じている場合でも、立入調査や原因者に対する勧告・命令等の物の撤去までの措置を市は実施できず、マニュアルの運用のみでは問題解消が困難な案件もあると考えられる。

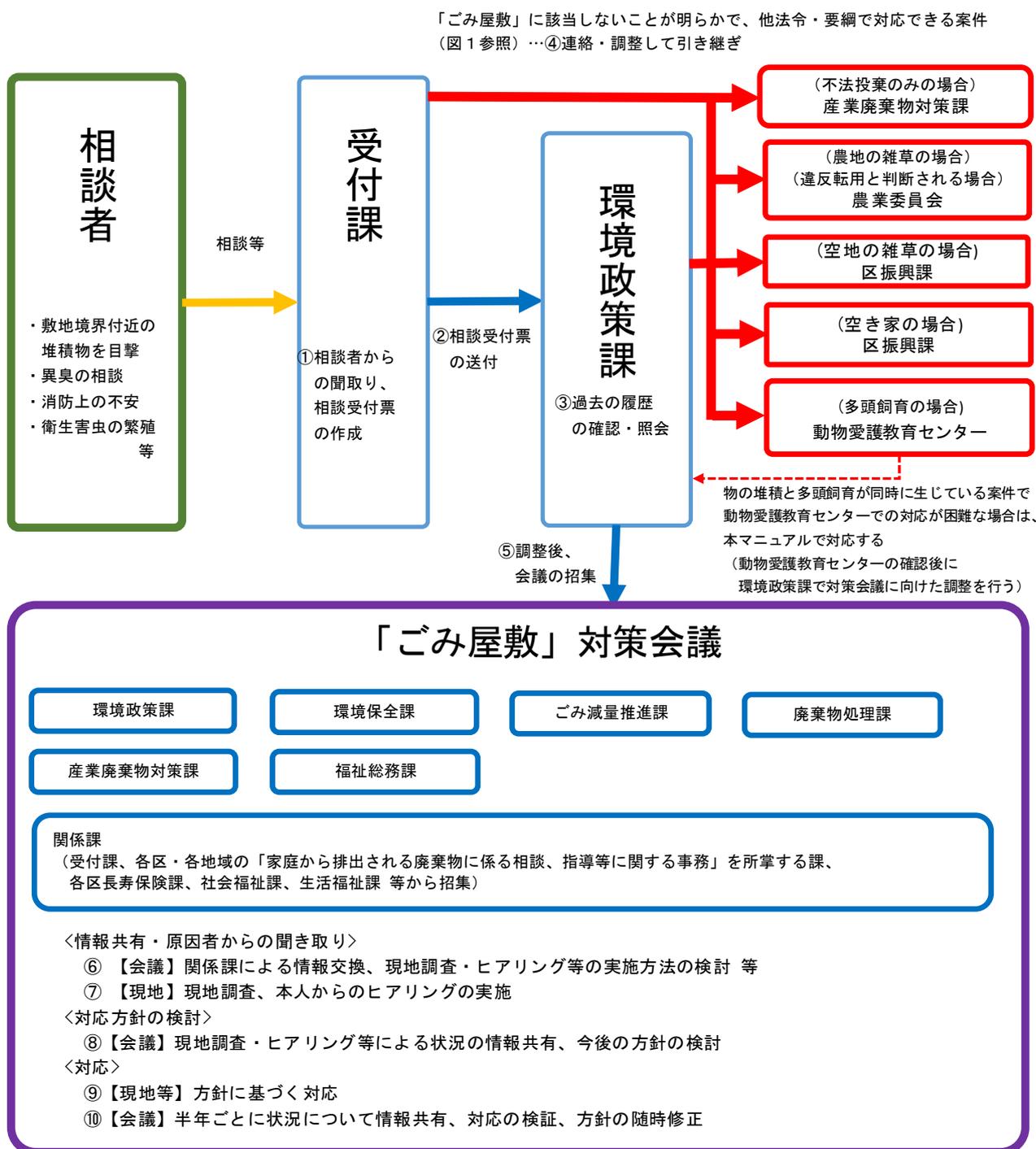


図1 マニュアルによる市内連携体制

2 条例の制定について

(1) 他市の「ごみ屋敷」に関する条例

- ・表2のとおり、23自治体が「ごみ屋敷」に関する条例を制定している（令和4年7月時点。浜松市環境政策課調べ）。
- ・指定都市の条例の内容は表3のとおり。

表2 「ごみ屋敷」に関する条例を制定している自治体

福島県	郡山市
埼玉県	三芳町、(草加市)
東京都	足立区、世田谷区、中野区、練馬区、八王子市
神奈川県	横浜市、鎌倉市、横須賀市
静岡県	袋井市、(磐田市)、(三島市)
愛知県	名古屋市、豊橋市、豊田市、蒲郡市、(小牧市)
京都府	京都市
大阪府	大阪市、泉佐野市
兵庫県	神戸市

- ・() に示す自治体の条例は、迷惑防止条例等で「ごみ屋敷」について規定があるもの

表3 他の指定都市の「ごみ屋敷」条例等の制定状況（R4.5時点）と浜松市（案）との比較

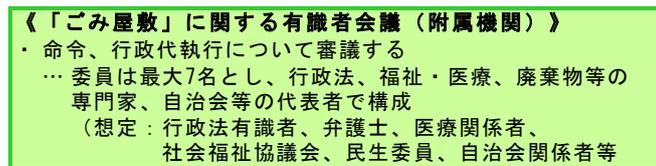
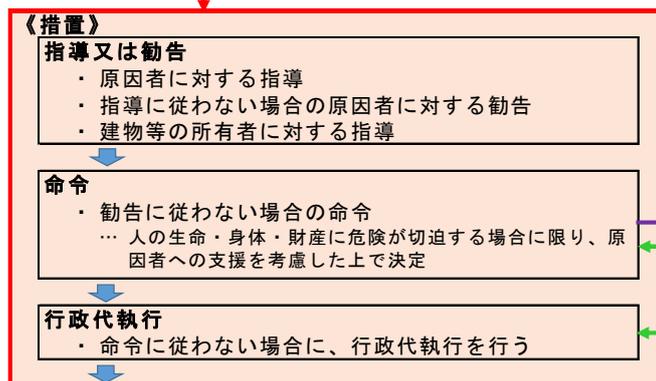
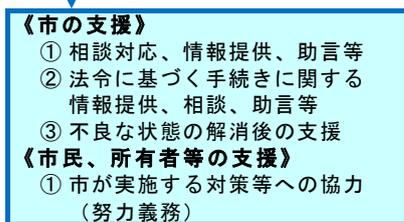
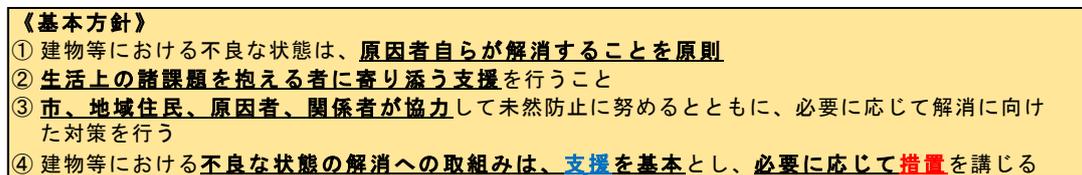
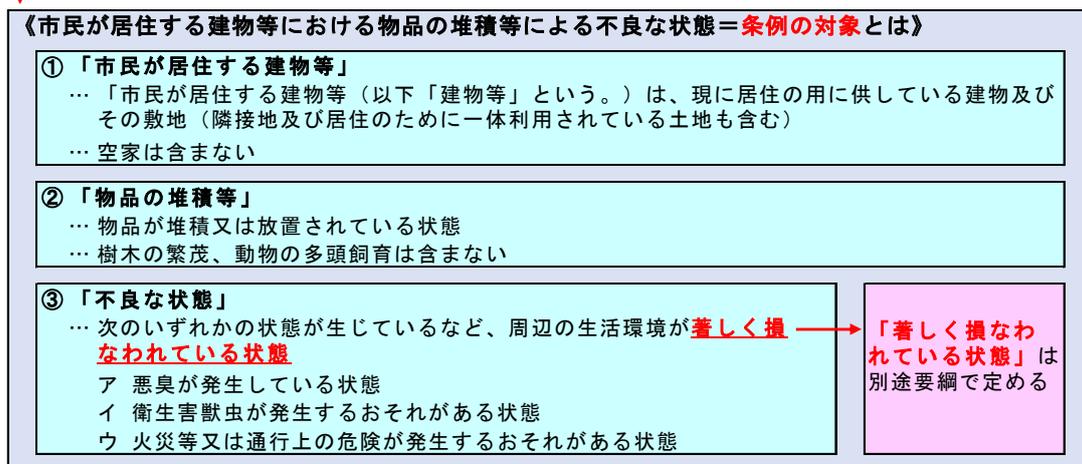
		浜松市(案)	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
条例制定年月		検討中	H28. 9	H29. 12	H26. 11	H25. 12	H28. 6
対象地	建築物及びその土地	○	○ (隣接地含む)	○ (隣接地含む)	○	○ (周辺の土地含む)	○ (周辺の土地含む)
	空き地	-	-	-	-	-	-
対象案件	物の堆積	○	○	○	○	○	○
	多頭飼育	-	-	-	○	-	-
	樹木の繁茂	-	-	-	○	-	-
支援	市の支援・対策の実施	○	○	○	○	○	○
	地域住民等の協力	○	○	○	○	○	○
	経済的支援	-	-	○	-	○	○
措置	所有者等への報告 要求・立入調査等	○	○	○	○	○	○
	指導・勧告	○	○	○	○	○	○
	命令	○	○	○	○	○	○
	罰則等 ①調査拒否等 ②命令違反	過料	-	過料 ①3万円以下 ②5万円以下	過料 ①3万円以下 ②5万円以下 ・公表	-	過料 ①5万円以下 ②5万円以下
	行政代執行の規定 (参考：実績の有無)	○	○ (なし)	○ (なし)	○ (あり)	○ (なし)	○ (あり)
	処分の判断	有識者会議 等	審議会 (附属機関)	審議会	有識者の 意見徴収	審議会 (附属機関)	有識者の 意見徴収

※ 浜松市（案）は現時点で検討している内容です。

(2) 検討段階の条例案概要

条例制定の可否についても検討段階であるが、現時点で想定している条例の内容は下図のとおり。特記事項としては、以下のとおり。

- ・ 市民が居住する建物とその敷地を条例対象とし、空家は条例対象外とする。
- ・ 支援を基本とし、必要に応じて命令等の措置を行うこととする。
- ・ 市、地域住民、原因者、所有者などの関係者が協力して、未然防止に努め、問題の解消のための対策を行うことを定める。



(3) 他法令との関係

土地の種類 状況	空家 (その敷地含む)	事業用地	居住者のいる 住宅敷地	居住者のいる 住宅敷地の隣接地	居住のために 一体利用 されている土地 (隣接地除く)	左に示した以外の土地			
						農地・ 公共用地 以外の空地	農地	公共用地	
物品の 堆積	空家等対策の推進 に関する特別措置 法 (第9条【立入検査】、 第14条【特定空家 への指導、勧告、 命令、行政代執行】)	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律 (第12条【産業廃棄物の保管】、 第18条【報告の徴収】、 第19条【立入検査】、 第19条の3【改善命令】、 第19条の4【措置命令】等)	「ごみ屋敷」条例		不法投棄の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第16条【投棄禁止】・第25条【罰則規定】)	違反転用と 判断される場合 農地法 (第2条の2【責務】)	各所管法 【例：道路の場合】 道路法 (第4条【私権の制限】、 第43条【物件の堆積禁止】、 第44条の3【除去命令】、 第102条【罰則】)		
		屋外において火災のおそれがある場合 消防法 (第3条【命令】) 浜松市火災予防条例 (第24条第1項【空地の火災予防措置義務…ただし、命令等の規定なし】)							
雑草の 繁茂		枝葉が敷地外まで越境した場合 民法 (233条) で自ら解決	浜松市空き地に繁茂した雑草の除去に関する事務処理要綱		農地法 (第2条の2【責務】) 浜松市空き地に繁茂した雑草の除去に関する事務処理要綱				
多頭飼育 による 荒廃		動物愛護動物の愛護及び管理に関する法律 (第25条【指導・助言、勧告、命令、報告徴収・立入検査】)							
		飼い犬の場合 浜松市飼い犬条例 (第4条【遵守事項：犬舎内外の清潔の保持】、第8条【報告徴収・立入検査】)							
		特定動物の場合 浜松市動物の愛護及び管理に関する条例 (第3条【遵守事項：飼養施設内外の清潔の保持】、第4条【命令】、 第5条【報告徴収・立入検査】、第7条・第8条【罰則】)							

3 スケジュール

庁内で条例制定の方針が決定した場合は、以下のスケジュールで進める予定。

令和4年	8月～10月	関連団体との調整・意見徴収 (区協議会、自治会連合会、民生委員児童委員協議会)
	11/中旬～12/中旬	パブリックコメントの実施 (区協議会に11月下旬に報告)
令和5年	2月以降	パブリックコメント 意見に対する市の考え方の公表
	3月以降	議会での審議

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和4年度中区地域力向上事業（助成事業）の提案について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	<p>令和4年度中区地域力向上事業の「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の二次募集（7/11～8/10 まで）をしたところ、応募はありませんでした。</p> <p><浜松市地域力向上事業実施要綱（抜粋）> 第7条 助成事業は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則第8条に規定する区行政推進会議において、審議するものとする。 第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第4条に規定する区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。</p>
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	三次募集の予定は未定。
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	中区協議会推薦会の設置等について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	現中区協議会委員の任期が令和5年3月31日をもって満了するため、浜松市 区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、中区協議会推薦会を設置するもの。
対象の区協議会	中区 区協議会
内 容	中区協議会推薦会を設置するにあたり、推薦会設置要綱の議決をするもの。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

中区協議会推薦会の設置等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、中区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について必要な事項を定める。

（委員）

第2条 推薦会は、中区協議会委員5人で組織する。

2 推薦会委員は、中区協議会の指名に基づきこれを選任する。

3 推薦会委員の任期は、推薦会設置の日から、令和5年3月31日までとする。

4 推薦会委員は、条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

（会長）

第3条 推薦会に会長1人を置く。

2 会長は、推薦会委員の互選により定める。

3 会長の任期は、推薦会委員の任期による。

4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

（会議）

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、推薦会委員の半数以上の者が出席しなければならない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、推薦会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

7 会議の運営に関してこの要綱に定めのない事項は、区協議会の例によるものとする。

（庶務）

第5条 推薦会の庶務は、中区役所区振興課において処理する。

（細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成18年12月1日
浜松市規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例(平成18年浜松市条例第78号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(平23規則51・一部改正)

(区協議会委員の選任方法)

第2条 条例第6条第1項の規定による区協議会委員の選任は、当該区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

- (1) 区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員
 - (2) 前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者
- 2 区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。
- 3 区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあつては次条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては次条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、区協議会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。
- 5 区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平23規則51・全改)

(推薦会)

第3条 区協議会は、前条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した3人以上7人以内の区協議会委員による会議(以下「推薦会」という。)を置く。

- (1) 前条第1項第1号の規定による選定の案の策定
 - (2) 前条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
 - (3) 前条第2項の規定による公募の方法の決定
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区協議会が必要があると認める事務
- 2 推薦会に属する区協議会委員は、前条第2項の規定による公募に応募することができない。
- 3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(平23規則51・追加・旧第2条の2繰下)

(規則で定める重要な事項)

第4条 条例第11条第2項第7号の規則で定める重要な事項は、区における地域振興を図るための基金の目的の変更及び廃止に関する事項とする。

(区協議会の会議の運営)

第5条 区協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、随時開催するものとする。

- 2 会議は、公開とする。ただし、議長又は区協議会委員の3人以上の発議により、出席する区協議会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。
- 3 議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の区協議会委員が署名しなければならない。
- 4 区協議会委員は、第2条第1項第2号の規定による推薦のうち自己の推薦に係る事項については、その議事に加わることができない。

(平23規則51・一部改正)

(委任)

第6条 前条に定めるもののほか、区協議会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(連絡調整会議)

第7条 条例第16条の規定により区協議会相互の連絡調整を行うため、すべての区協議会の会長による区協議会会長会議を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、必要に応じてすべての区協議会の会長及び副会長による区協議会正副会長会議を開催するものとする。

- 3 [前2項](#)に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、期間を定め、それぞれの区協議会委員による会議を置くことができる。
- 4 [前3項](#)の会議の運営は、区協議会の会議の運営の例による。
- 5 [第3項](#)の会議を置くときは、関係する区協議会の議決を経なければならない。
(平23規則51・旧第11条繰上・一部改正)

(細目)

第8条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
(平23規則51・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 [この規則](#)は、平成19年4月1日から施行する。ただし、[附則第3項](#)及び[附則第5項](#)の規定は、公布の日から施行する。
(浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則の廃止)
- 2 [浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則\(平成17年浜松市規則第142号\)](#)は、廃止する。
(区協議会委員の選任方法の特例)
- 3 [第2条](#)の規定にかかわらず、[この規則](#)の施行後最初に行う中区協議会、東区協議会及び南区協議会の区協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。
- 4 [第2条](#)の規定にかかわらず、[この規則](#)の施行後最初に行う西区協議会、北区協議会及び天竜区協議会の区協議会委員の選任における[同条](#)の規定の適用については、[同条第1項第2号](#)中「区協議会」とあるのは「市長」と、[同条第2項](#)中「指名及び同項第2号の規定による推薦方法の決定は」とあるのは「指名は」と、「同号」とあるのは「同項第2号」とする。
(地域協議会委員の選任方法の特例)
- 5 [第7条](#)の規定にかかわらず、[この規則](#)の施行後最初に行う浜松西地域協議会及び浜松北地域協議会の地域協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

附 則(平成23年9月29日浜松市規則第51号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則第2条から第3条まで及び第5条の規定は、平成24年4月1日以後に任期が開始する区協議会委員を選任する場合について適用し、同日前に任期が開始する区協議会委員を選任する場合については、なお従前の例による。

5 委員の選任

区協議会の委員の選任については、設置条例施行規則第2条第1項により区協議会の公共的団体等の選定及び委員の推薦に基づいて市長が選任することとしています。

選任方法として、地域の活動や実情をよく認識している区協議会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦事務を行います。

(1) 委員区分

委員区分は団体推薦委員、公募委員及び直接指名委員に3つに区分されます。

①区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員（設置条例施行規則第2条第1項第1号）

ア 団体推薦委員（必須）

※ 公共的な活動を営む団体については、法人格の有無は問いません。

(例) 自治会、商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、森林組合、土地改良区、観光協会、体育協会、文化協会、シニアクラブ、PTA、NPO法人など

◇地方自治法（抜粋）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

◇行政事例（昭和24. 1. 13）

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

②前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者（設置条例施行規則第2条第1項第2号）

ア 公募委員（必須）

附属機関の設置及び運営に関する基本方針から区協議会の委員は全て市民委員となり公募による登用が原則となりますが、住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情への配慮の観点から、委員の一部を公募による者とされています。

◇浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針（抜粋）

（委員の公募）

第5条 附属機関の設置目的又は所掌事務を考慮し、必要により市民委員を登用する場合には、全て公募とすること。ただし、附属機関の所掌事務に照らし、行財政改革を担当する副市長が委員の公募が適当でないと認めるときは、公募を行わないことができる。

イ 直接指名委員（任意）

上記団体推薦委員及び公募委員に該当しませんが、区協議会が推薦した者を選任できるものです。

(例) 学識経験者など

(2) 区協議会による団体の選定及び委員の推薦

区協議会が団体の選定及び委員の推薦を行うにあたり、その案を策定するために推薦会を設置します。推薦会が策定した案については区協議会で承認し、市長へ提出します。

また、区協議会が選定した団体や推薦した者が、区協議会委員としてふさわしいと認められるものでなかった場合は、市長は、その理由を添えて区協議会に差戻し、再度、団体の選定又は委員の推薦をします。

(3) 推薦会の設置

区協議会委員3人以上7人以内で構成し、区協議会の推薦案の策定等を行います。その役割は次のとおりです。

- ・ 公共的団体等の選定案の策定
- ・ 公募委員の推薦案の策定（選考）
- ・ 直接指名委員の推薦案の策定
- ・ 公募委員の公募の方法の決定
- ・ 区協議会が必要と認める事務

推薦会の委員は、公平性の観点から、再任ができない委員（2期目）で構成することが望まれます。

①要綱の制定

推薦会の設置については、設置条例施行規則第3条第1項に規定されています。委員会の組織及び運営に関する必要な事項について、区協議会の議決により、「〇〇区協議会推薦会の設置等に関する要綱」において定めます。

②会議の運営

会議の運営については、「〇〇区協議会推薦会の設置等に関する要綱」に基づいて行います。

会議の運営に関して、要綱に定めていない事項については、区協議会の会議運営の例により行います。会議の開催情報の公開については区協議会と同様に行います。

個人情報に配慮しながら、委員の率直な意見交換が行われるように会議の運営を行います。

また、会議の当日に非公開となる可能性がある場合は、開催情報にその旨を案内します（「各区協議会の会議の公開等に関する要綱」及び「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」を参照）。

<参考>

会議の非公開の主な理由としては、浜松市情報公開条例第7条第2号及び第5号などが考えられますが、同条各号に該当する場合であれば非公開とすることができます。

非公開手続については、「各区協議会推薦会の設置等に関する要綱」、「各区協議会の会議の公開等に関する要綱」及び「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」を参照してください。

区協議会委員選任スケジュール（標準モデル）

・委員の委嘱日＝４月１日と想定

	区協議会	推薦会		区役所
			公募	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・新委員構成の検討 ・推薦会の設置要綱制定 ・推薦会委員の選任 			
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回推薦会 公募委員選考要領決定 公募の募集要項決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・新委員について政策法務課に事前協議 （選任基準※を満たしている附属機関については、事前協議に代えて、チェックリストにより自己点検を実施する）
12月			<ul style="list-style-type: none"> ・公募委員募集 広報はままつ 市・区HP等に募集記事掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員選任に係る資料作成 委員再任回数 他附属機関併任状況 公募審査等資料 公共的団体候補リスト など
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦案議決 ・新委員推薦案を市へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回推薦会 公共的団体等の選考 公募委員の選考 直接指名委員の選考 ・新委員推薦案を区協議会へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の選考 	
2月				<ul style="list-style-type: none"> ・公共的団体等への推薦依頼 ・新委員就任承諾書の受領
3月				
4月				<ul style="list-style-type: none"> ・新委員委嘱 ・政策法務課及び市民協働・地域政策課へ新委員名簿提出 ・新委員研修開催

※選任基準とは、兼務数、男女登用率及び長期委嘱の基準をいう。（政策法務課経営推進担当公開ライブラリー新ガイドラインの「選任基準を満たしている附属機関の一覧」を確認のこと）

区協議会委員推薦スケジュール（案）

	区協議会	推薦会	事務局（区振興課）
R4 8月	①8月 区協議会<8月24日> ・推薦会設置要綱の議決		
9月	②9月区協議会<9月28日> ・推薦会委員決定（2期目の9人から5人を指名）	③第1回推薦会<9月28日> ・会長及び職務代理者の選任 ・公募委員の募集要項・選考要領の決定	
10月		④第2回推薦会<10月26日> ・推薦団体の選考（団体名と人数配分） ・公募委員の選考要領の決定	⑤広報 公募原稿提出<10月末> ⑥団体への推薦依頼<1月中旬目処>
11月			
12月			⑦公募委員募集<12/5～ > ・広報（12月5日号）・HP掲載 ⑧公募選考書類（小論文等）整理 ⑨候補者の資格確認<随時> ・他附属機関との兼職（2機関まで） ・再任回数（2期まで） ・男女比率（35%）
R2 1月		⑩第3回推薦会<1月25日> ・公募委員の選考（公募審査会） ・団体選出委員の確認 ・直接指名委員の選考	⑪公募結果の通知<～2月初旬> ⑫直接指名委員への就任依頼 →新委員候補者案の確定
2月	⑮2月 区協議会<2月26日> ・候補者案の議決→市へ提出	⑭候補者案を区協議会に提出 ・新委員の候補者案を区協議会に提出	⑬新委員の就任承諾書受領 ⑯候補者案の副市長決裁
3月			
4月			⑰新委員の委嘱

中区協議会委員推薦会委員名簿

1 推薦会委員

(五十音順)

氏 名	役職	備 考
		中区協議会 委員

2 事務局

課名・役職等	氏 名	
区長	高橋 直美	
副区長	小田切 峰二	
区調整官	藤田 明伸	
区振興課	課長	鈴木 英之
	課長補佐	中村 英克
	副主幹	武田 貴久子
		玉腰 ひかる